11月20日の澁谷内閣審議官による記者ブリーフ概要

19 日から首席交渉官会合が始まった。24 日まで毎日 3 コマ行う。午前は 9 時から 12 時、午後は 2 時から 6 時、夜は 7 時から 10 時まで行われる予定である。シンガポールの閣僚会合に向けての論点整理を行う。首席交渉官と議題となる分野の交渉官が同席し、CN+1 の形で行われる。12 か国とも首席交渉官が出席した。なお、3 コマ目が何時に終わるか流動的なため、ブリーフではその日の 1 コマ目と 2 コマ目について説明をし、3 コマ目については翌日に説明をする。本日の 1 コマ目は、今回の会合の進め方の説明で始まり、その後越境サービスと一時的入国を議論した。2 コマ目はリーガルと言われる法的・制度的事項を議論した。3 コマ目は政府調達について議論した。12 か国の首席交渉官が出席した。

まず、最初の議題である越境サービス(CBTS)についてお話する。サービスの形態は様々であるが、ここで言う越境サービスとは、ある国の事業者が他国に拠点を設置してサービスを提供するもの。インターネットを利用するものは電子商取引分野などで議論され、金融サービスは別の分野となっている。越境サービス分野での議論の対象となる例としては、イメージとして、コンビニへの出資規制、音響・映像サービスにおける現地法人との合弁や一定時間の自国映画放映の義務付け、外資の建設・建築サービスへの制限などが挙げられる。攻めの分野として我が国国内からの要望が多いものである。越境サービスはサービス貿易の円滑化、拡大に資するもので、グローバルバリューチェーンの根幹をなすもので、21世紀型協定の基礎となるものである。ソルトレイク会合前に論点はある程度絞られており、残された論点として、既存条約との関係の整理、途上国の規制緩和に関する取り扱いなどが議論された。市場アクセスについては、全体会合では扱わないが、日本の制度は内外無差別が原則なので、日本の制度が攻められているわけではなく、攻める分野である。

一時的入国の分野は、貿易・投資に関するビジネスパーソンの滞在などに関する手続き のルールについて定めるもの。テキストはほぼ収束し、技術的課題が議論された。日本の オファーはもっともレベルの高いものと各国から評価されている。

越境サービスと一時的入国は、19 日と 20 日に分科会を現地で行って、できればその間にけりをつけるという意気込みだったようだ。

2 コマ目は、法的・制度的事項である。これは、用語の定義や既存協定との関係性の整理など、どの協定にもある総則的な規定であり、閣僚会合に上げるようなものはあまりない。今回は、最近開催された中間会合の内容を首席交渉官に報告し、いくつか指摘が出たので、ソルトレイクシティで交渉官がさらに調整を行うこととなった。

首席交渉官会合と並行して10の分科会、ワーキンググループも開催された。分科会は、国営企業、SPS、知的財産、投資、一時的入国、環境、政府調達、労働、原産地規則、繊維である。分科会としては10だが、知的財産は議論が大変なので、議題を2つに分けて同時並行で議論を進めている。また、各分科会が開かれる期間は様々である。

最後に、あらためて皆さんにお願いがある。19日に鶴岡首席交渉官によるぶら下がりを 行ったが、これ以降、現地での取材対応は行わない。交渉団は詰めの交渉で多忙を極め、 取材対応の時間を取れない。その代わり、原則毎日、東京でブリーフを行い、25日には大 江首席交渉官代理による記者会見を予定している。現地での首席交渉官、さらには交渉官 への取材はご遠慮願いたい。また、問い合わせについても、事務的なものも含めて、現地 ではなく、すべて東京で対応する旨、支局も含め、社内で徹底していただきたい。